

第4次国見町行財政改革実施計画【前期】

平成20年度 実行計画書

平成20年5月

福島県国見町

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
重点項目：1 効果的かつ効率的な行政運営の確立										
推進項目：(1) 事務事業の見直し										
1-(1)-1	行政評価システムの導入	総務課 庶務行革係		20		企画段階は平成18年度に対応であったが、担当職員育成以外の取り組みしかできていない。	導入に対して現在の町振興計画に位置付けている政策体系、予算との整合性を図る必要がある。	さまざまな手法があるので、町の実情にあった手法による導入を目指して検討していく。また政策評価について、振興計画の見直しに併せた導入の方法を検討する。	・先進地の事例を調査し、導入に向けて検討する。(6月から12月)	投資に見合う効果を得る。
1-(1)-2	事務事業の民間委託	総務課 庶務行革係		18		民間委託可能な事務事業の洗い出しや現状の調査ができていない。(判断基準となる調査要領の案までは作成済。)	調査要領(案)が作成されただけで、調査する内容が決まっていない。また、現行の委託事業の見直しと新たな委託事業の洗い出しが必要となっている。	調査要領(案)を作成するとともに、可能なものから民間委託に取り組んでいく。	・調査要領の策定(7月) ・現状の問題点を分析(9月) ・問題点の検討(11月)	事務の効率化と省力化を図る。
1-(1)-3	業務委託の見直し	総務課 庶務行革係		18		委託業務の精査は行われていない。	再点検を実施する際の基準となる要領の案を作成したが、実施までには至っていない。	調査要領を作成し、見直しできる業務がないか調査を行い、予算に反映する。	・調査要領(案)作成(6月) ・再点検調査(8月) ・問題点の検討(11月)	業務の効率化、経費の節減。
1-(1)-4	指定管理者制度の検討	総務課 財政係				国見町デイサービスセンター設置条例に基づき、「国見町社会福祉協議会」を指定管理者として、デイサービスセンターの管理運営を委託しているのみである。	・一般的には、スポーツ関連施設(プール、体育館、球場、テニスコート等)、文化施設関連施設(図書館、博物館、美術館、ホール等)、公立病院、福祉関連施設(高齢者施設、保育所、福祉作業所等)ほか多数が考えられ、管理運営経費の削減等を目的にこの制度の導入がなされている。 ・条例に基づき、議会の議決をもって指定管理者を選定することとなるが、指定管理者が利益を追求する民間事業者ということもあり、手抜き管理運営とならないよう一定の監視・監査制度も必要となる。 ・実際の管理・運営には、条例や規則等の制約により、本来の目的である民間の実力が十分に発揮できないことも少なくなく、受託可能者がかなり絞られてくる。	・指定管理者制度適用施設の運営状況を把握しながら、新たに適用できる施設及び受託可能団体の調査を継続する。	・指定管理者制度適用施設の運営状況調査(4月から6月) ・新たな指定管理者制度適用施設の検討(7月から2月) ・受託可能団体の調査(10月から2月) ・指定管理者制度適用に対する一定の方向付け(3月)	調査・検討の結果、新たな制度適用施設があれば算出。
1-(1)-5	環境に配慮した業務の推進	住民生活課 住民防災係		18		グリーン製品はエコマーク再利用・リサイクル推奨製品であり、環境に配慮するため引き続き購入・利用の推進を図っている。	特になし。	国見町地球温暖化対策実行計画に基き、環境に配慮したグリーン製品購入の推進に努め、環境に配慮した業務の推進を図る。	・再生紙製品等の率先購入(通年)	-
1-(1)-6	庁内LANの有効活用の推進	企画情報課 企画情報係		18		庁内LANの機能を活用し、事務の効率化と情報の共有化を図るとともに、会議室や公用車の予約システムの導入など、継続して利用されている。	構築から5年を経えており、機器の老朽化やセキュリティの性能低下が否めず、限られた財源の中での対策が課題である。	機器の修理や更新等を適切に実施する。		-

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
1-(1)-7	文書管理システムの活用	総務課 庶務行革係		18		文書管理システムの機能を十分利用しているとはいえない状況である。	文書管理システムの利用の周知が十分とはいえない。	文書管理システムの利活用について、段階的に周知を図っていく。	・文書管理システムの説明会実施(7月)	-
1-(1)-8	電算システムの適正化	企画情報課 企画情報係		19		地域イントラネット事業は平成14年11月に供用されてから5年が経過し、6年目を迎えようとしている。これにより業務もネットワーク化されたことにより、グループウェア、財務会計、文書管理、庶務事務等が稼動しており、また、インターネットへの接続、メール等が利用されている。現在、ネットワーク関連のダウンは業務が停止することを意味し、安定稼動が必須条件となっている。機材の中でも、外国製品を中心にサポートが切れたものもある。	構築から5年を経て機器の老朽化やセキュリティの性能低下など、限られた財源での構築が課題である。	機器の老朽化やセキュリティの性能低下に伴い、現在3Fサーバ室で使用中の外部向けサーバ(WWW・DNS・mailサーバ)について新たな機器の購入および外部への委託(アウトソーシング)について今後検討していきたい。	・検討(5月から8月) ・ホスティングサーバ稼動(9月)	
1-(1)-9	統合型地図情報(GIS)システムの検討	企画情報課 国土調査係		21		先進自治体で導入されている統合型地図情報(GIS)システムと比較にはならないが、国土調査の成果を電子情報化した管理システム(KJK)において、庁内各部署及び庁外者(業者、町民等)が各種公共事業及び登記事務、税関連業務などで多目的に利用している。	導入事例の資料等を見れば、導入効果があるのは確かではあるが、膨大なコストが掛かることが当然予想されるため、費用対効果及び緊急性、必要性について検証していかなければならない。	これまで先進自治体の事例を調査してきて、導入効果があることは確かであるが、当町で管理しているシステムについては言えば、現在の利用状況から見ても利用者のニーズに対応すべく十分な機能が備わっており、膨大な費用を掛けてまで、その利便性を追求する必要はあるかは疑問である。特に緊急性を要しないのであれば、喫緊の導入は見合わせるのことも1つの結論としてあげられる。先に述べたように現行システムで充分に対応可能であり、近隣市町との連絡調整も併せて調査・検討していきたい。	・近隣市町の導入状況を調査(4月から5月) ・先進自治体の調査(6月から9月)	
1-(1)-10	例規の電子化の推進	総務課 庶務行革係		18		・例規の電子化は実施されているが、未整備のため登載されていない規則等がある。 ・例規集の簿冊の廃止に向け検討を行っている。	例規集の簿冊をどこまで削減できるか検討する必要がある。	・未登載の規則等を調査し、関係課等へ整備の促進を図る。 ・例規集の簿冊の廃止に向け引き続き調査検討を行う。	・未登載の規則等の調査と簿冊の廃止に向けた調査検討(5月から12月)	-
1-(1)-11	事務処理マニュアルの作成	総務課 庶務行革係		19		事務処理マニュアルの範囲が広く、操作説明から理念を示すものまであり、内容により作成基準が異なるため、マニュアルの作成には至っていない。	統一した事務処理手順がない。事務改善などの事務処理の創意工夫が組織全体に活かされていない。	当町の参考となる事務処理手順の情報を収集し、情報提供をすすめるほか、必要に応じてマニュアル化をすすめる。	・各課で作成した手引き、マニュアル等をの情報収集を行う(9月から10月)	住民サービス向上と均衡化を図る。

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
1-(1)-12	事務事業の整理合理化	総務課 庶務行革係		18		事務事業の整理合理化を検討する上で調査要領を作成したが、実施には至っていない。	調査要領(案)が作成されただけで、調査する内容が決まっていない。また、整理合理化できる事務の洗い出しが必要となっている。	調査要領(案)を作成するとともに、可能なものから整理合理化に取り組んでいく。	<ul style="list-style-type: none"> 調査要領の策定(7月) 現状の問題点を分析(9月) 予算への反映(11月) 	限られた職員と財源の中、町の目指す事業計画に集中でき、町民サービスの向上につながる。
1-(1)-13	広報紙の検討	企画情報課 企画情報係		19		毎月20日発行。発行部数3,400部。14~26頁程度。PDF(広報専用ソフト)で作成。印刷製本を業者委託(頁単価契約)H19頁単価7,800円。	作業時間の短縮、経費の削減。	読む立場になり、親しみやすく、分かりやすい広報誌づくりに努める。取材を頼める部分については、担当課に依頼し作業時間の縮減を図ると共に、内製化により委託費の節減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 作業時間の短縮、経費の削減(通年) 	-
1-(1)-14	敬老会事業の見直し	保健福祉課 長寿介護係		18		高齢者向け施策についてはサービス低下になることは実施せずとの方針が示された。		見直しの凍結。		-
1-(1)-15	敬老祝金支給事業の見直し	保健福祉課 長寿介護係		19		高齢者向け施策についてはサービス低下になることは実施せずとの方針が示された。		見直しの凍結。		-
1-(1)-16	小学校の統廃合の検討	学校教育課 学校教育係		18		児童数の減少により、大木戸小学校では、平成16年度より複式学級となっており、小坂小学校では、平成20年度より複式学級となり、平成24年度には、全学年において複式学級となる。また、大枝小学校も平成23年度より複式学級となる見込み。	地域によって温度差はあるが、昨年実施した保護者懇談会、地区懇談会において、統廃合を進める必要があるといった積極的な意見はあまり聞かれなかった。保護者、地域に対する啓発が必要である。	小学校の統廃合を視野に置いた推進計画の概要を説明するとともに、一定の理解を得る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画の決定(4月) 地区教育懇談会の開催(6月) 懇談会での意見、要望の整理(8月) 検討委員会の設立準備(9月) 検討委員会の開催(10月) 	-
1-(1)-17	子育て支援事業の見直し	保健福祉課 社会福祉係		20		核家族化、子育て世代の所得の減、夫婦共稼ぎ世帯の増加。よって、保育施設の需要増加。藤田保育所-定員80名(最大可能94名)/93名・未満児の利用増加傾向・待機者児童17名。季節保育所-国の助成対象外施設。地元民生委員等が運営。社協に委託し人件費町負担。町の管理責任不明確。幼稚園-複数年保育を実施したが特に4歳児の利用少。季節保育所と入所条件等重複競合。学童保育-藤田小学校(藤田子供クラブ)定員60名/68名、大枝小(五十沢小の施設利用)。幼稚園では預り保育実施。小坂、森江野、大木戸各小学校での対応必要。4年から6年生についても今後対応必要。	現状では待機児童解消、学童保育の施設増設は困難。	待機児童の解消、学童保育の改善のため、藤田保育所・季節保育所・幼稚園これら3施設を活用を図るため今後のあり方について検討。	<ul style="list-style-type: none"> 調査検討(4月) 検討会(次世代育成支援対策協議会)(5・8・10月) 検討会を踏まえた調査検討(6・7・9月) 21年度の方針決定(11月) 	-

実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
								行動計画	目標効果(額)
	学校教育課 学校教育係				平成18年度より、幼稚園における複数年保育を実施したが、藤田幼稚園では、園児が多すぎる状況にあり、また、森江野幼稚園では、4歳児のクラスが編成できない状況である。	幼稚園において3年保育を実施するには、季節保育所のあり方、あるいは、小学校の統廃合等と総合的に検討する必要があり、現時点での実施は難しい。(時期尚早である。)	小学校の統廃合と併せ検討する。	-	-
推進項目:(2) 組織機構の見直し									
1-(2)-1	組織の再編と体制づくり	総務課 庶務行革係		18	推進本部では、平成22年度までの「組織機構見直し基本方針」、「組織機構見直し方針の概要」が決定されている。	フラット型の組織へ転換するための「意思決定迅速化のための手法」については実現できなかった。	国見町組織機構見直し基本方針により、継続的な見直しをすすめていく。	・先進事例の調査(5月から9月) ・事務処理基準等の検討・決裁区分等の比較検討(10月) ・基準化の可否を検討(11月)	限られた職員体制の中で、効率的に住民サービスが図られる組織体制を目指す。
1-(2)-2	危機管理体制の確立	住民生活課 住民防災係		18	行財政改革の組織替があり早急な組織体制の確立を要している。	防災訓練時の職員の対応(管理職のみで全職員の対応が必要)	早急に危機管理体制を確立する。	・組織体制確立の準備(4月) ・組織体制確立(5月)	-
1-(2)-3	職員応援体制の整備	総務課 庶務行革係		19	平成20年度から係長以外は「課」の所属となった。	組織人事の弾力化や柔軟な人事配置を行うための整備が必要となっている。	他の自治体の先進事例を調査し、整理する。	・先進事例の調査整理(7月から1月)	職員負担の向上、住民サービスの向上。
1-(2)-4	プロジェクトチームの対応	総務課 庶務行革係		18	道の駅の検討など、個別に各課横断的にプロジェクトチームが存在している。	チーム編成のための方法、基準等を定めた要綱等が作成されていない。また、多種多様な状況も想定されるため、基準づくりの焦点が定めにくい。	プロジェクトチームの編成、運営等に当たって、どのような問題があるか調査する。	・課題整理(5月から1月)	横断的な組織編成により、多角的・効率的な事務処理の実施。
1-(2)-5	各種団体の見直し	総務課 庶務行革係		19	さまざまな事情で町が事務局を担っている団体があり、団体ごとに関与の度合もまちまちとなっている。	町が事務局を担っている各種団体のリストがない。	町が事務局を担っている各種団体のリストアップ作業を行い、比較検討する。	・リストアップ作業を行う(5月) ・関与の度合いを比較検討する(8月)	組織運営の自立化、活性化を図ることができる。
推進項目:(3) 人事管理の見直し									
1-(3)-1	定員管理の適正化	総務課 庶務行革係		18	定員適正化計画の見直しの素案を作成中。	事務事業の見直しと併せ検討していく必要がある。	定員適正化計画の見直し案を基に計画を策定する。	・定員適正化計画の素案作成(6月) ・素案の庁内での検討作業(7月) ・定員適正化計画の策定(10月)	-
1-(3)-2	職員給与の適正化	総務課 庶務行革係		18	平成19年度において、地方公務員の給与水準を表すラスパイレズ指数が県内一であった。		他自治体の給与体系を調査しながら、給与体系の見直しを図っていく。	・他自治体の給与体系の調査(5月)	-
1-(3)-3	特殊勤務手当の見直し	総務課 庶務行革係		18	一部を除き特殊勤務手当の廃止の見直しについて職員組合と協議を行ってきたが、協議が整わず平成20年3月議会に、当分の間全ての特殊勤務手当の支給を凍結する議案を提出し、可決となった。	職員組合と協議は行ってはいるものの合意は得られていない。	見直しのための協議を職員組合と行っていく。	・見直しのための協議を職員組合と実施(6月から2月)	-

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
1-(3)-4	時間外勤務手当の縮減	総務課 庶務行革係		18		・時間外勤務の実施方法を徹底し、時間外勤務手当の縮減を図っている。 ・毎週水曜日を一斉退庁日と定め実施している。 ・新規導入の事業があった職場では、時間外勤務が増加することになった。		・時間外勤務の実施方法を徹底していく。 ・毎週水曜日の一斉退庁日の徹底。 ・平成20年度から職員の配置を課単位とし、柔軟に課内の応援体制ができるようにした。	・時間外勤務の実施方法と一斉退庁日の徹底(通年)	-
1-(3)-5	給与等状況の公表	総務課 庶務行革係		18		毎年、給与等の状況を広報紙や町ホームページで公開している。		公表を継続していくとともに、より内容がわかりやすいものとなるようにしていく。	・広報紙及び町ホームページへの掲載(3月)	-
1-(3)-6	職員の能力及び資質の向上	総務課 庶務行革係		18		自治研修センターの研修を中心に、計画的に職員の研修を実施している。		・自治研修センターの研修を計画的に実施していく。 ・講師を招いての全体的な研修を実施する。 ・職員研修制度を確立し充実していく。	・自治研修センターでの研修の実施(通年) ・講師を招いての職員研修会の開催(10月)	-
1-(3)-7	職員学習会等の開催	総務課 庶務行革係		19		実施目的、時期、対象、内容、参加意欲などの分析を行っていないため学習会等の開催には至っていない。	学習会の目的、あり方等の検討を行っていない。	学習会のあり方を検討し、実施する。	・学習会のあり方を検討する(4月から9月)	-
1-(3)-8	職員提案制度の導入	総務課 庶務行革係		19		職員提案制度のあり方について検討を行っていない。	職員が事務改善について提案する手段がない。	職員提案制度を検討し、実施する。	・職員提案制度の調査(5月から9月)	職員の能力発揮、積極的な事務改善。
1-(3)-9	職員の町内会担当制	総務課 庶務行革係		20		職員の町内会担当制度は行われていない。	どのような取組ができるか検討していない。制度として持続可能性があるかの検討がなされていない。	先進事例を調査し、町内会の意向を把握し、制度として実施すべきかどうかを検討する。	・先進事例調査、意向調査(5月から6月) ・制度設計の検討(9月)	行政と自治活動の一体化が醸成される。
1-(3)-10	人事評価制度の検討	総務課 庶務行革係		21		人事評価制度の検討に着手できていない。		他自治体の導入事例を調査・研究していく。	・他自治体の導入事例の調査・研究(7月から12月)	-
推進項目：(4) 町民サービスの向上										
1-(4)-1	庁舎における町民サービス環境の整備	総務課 財政係		19		平成19年度予算により、庁舎1階の町民サービス窓口へのローカウンターの設置を行い、20年度からの窓口業務のサービス向上・効率化を図るための課の配置替えに対応した。	真に窓口業務のサービスの向上が図られたのかどうか、20年度中に検証を行う必要がある。	逐次、来庁する町民の動線に配慮し、課等の再配置の必要性を検証していく。更に、財政面で可能であればユニバーサルデザインに配慮した改修も検討していく。	ローカウンター設置及び課の配置替えの検証(4月から2月) ユニバーサルデザインに配慮すべき箇所の検討(9月から2月) 配置替えの検証結果に基づく次年度方針検討。ユニバーサルデザイン配慮箇所特定。(3月)	窓口業務サービスの向上が確認できれば効果あり。
1-(4)-2	各種手続きの簡素化	住民生活課 戸籍係		20			改正戸籍法の施行が5月1日からであり、今まで以上に本人確認が厳格化するため、確認事務が増えにくる。	引き続き簡素化を検討していく。	簡素化の検討(通年)	-

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
1-(4)-3	総合窓口の設置	住民生活課 戸籍係		20		4月1日から実施。		更なる改善点の検討を進める。	改善点の検討(通年)	-
1-(4)-4	自動交付機の普及 促進	住民生活課 戸籍係		18		町民カードは一定の普及をしている。(3,197枚)		引き続き町民カードの作製をPRしていく。(項目の整理をすべきと考える)	町民カード作製のPR(通年)	-
1-(4)-5	窓口利用機会の拡大の 検討	住民生活課 戸籍係		19		町民カードは一定の普及をしている。		引き続き町民カード交付の推進と、自動交付機利用推進を図っていく。	町民カード交付の推進と、自動交付機の利用拡大(通年)	-
1-(4)-6	町民満足度の向上	総務課 庶務行革係		20		町ホームページに町内外からの意見を受ける意見箱を導入している。	窓口にアンケートなどはない。	公共マーケティングの技法を検討し、戦略立案へ活かす検討を実施する。	・公共マーケティング研修を受講(予定)(8月) ・制度・システム調査(9月) ・公共マーケティング実施要綱の制定(10月)	よりよい町民サービスの提供と効率的な行政投資。
1-(4)-7	電子申請・届出の 推進	企画情報課 企画情報係		19		県及び市町村共同で進めている「ふくしま共同電子申請システム」の利用促進について、使いやすいシステム見直しについて、各市町村とともに提言を行った。	申請書だけ電子媒体で受付ができたとしても、それに付随する添付書類や手数料支払方法等の問題のため利用拡大は困難であり、改善が必要。	システム見直しや法改正(添付書類の電子的な取扱)など県に呼びかけを行っていく。		-
1-(4)-8	公共施設予約システムの 導入	企画情報課 企画情報係		19		スポーツ施設や公共施設の予約は申請書により行っている。空き状況については、電話での問い合わせに応じている。	Webサーバー更新において検討されたが、導入と管理経費に約1,000万を要することからコスト的に折り合わない。	窓口での申請以外に、電話で空き状況を確認しホームページ上から申請ができるシステムを検討する。	・検討(5月から7月) ・試行(8月) ・実施(9月)	窓口で申請書を提出することなく、電話とホームページだけで申請ができる。

重点項目：2 健全な財政運営の確立

推進項目：(1) 経費の節減と合理化

2-(1)-1	特別会計繰出金の 適正化	総務課 財政係		19		山長育英財産管理特別会計、給食センター特別会計、大木戸財産区特別会計、入山財産区特別会計、藤田財産区特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出しがある。また、公立藤田病院組合への特別負担金、水道事業への広域化事業分の出資金の支出もある。	～ 間での繰出金については、予算査定段階で精査の上繰出基準以内に収まるよう努力している。しかし、公共下水道事業特別会計では事業の終了時期が見えてきたものの、繰出し基準以上の繰出しとなっているのに加え、事業終了後も下水道使用料で公債費支出を賄えない状況である。～ の特別会計は医療費に係るもので、町民の高齢化に伴い、更に繰出金の増加が予想される。政策的に健康増進対策による疾病予防・介護予防対策が重要となってくる。公立藤田病院組合への特別負担金は継続される方向にあり、一層の経営改善が求められる。水道事業における広域化事業出資金も平成28年度までの計画があり、継続した支出が見込まれる。	当初予算額以内の繰出額、負担額となるよう抑制。また、21年度予算編成では、20年度当初予算額以内に抑制努力。	・各特別会計等の財政運営に努力し、繰出金・負担金等の歳出抑制(通年) ・当初予算編成における繰出金・負担金等の計上額の抑制(1月)	当初予算額以内の繰出額・負担額に抑制。
---------	-----------------	------------	--	----	--	--	--	--	--	---------------------

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
2-(1)-2	地方公営企業の経営健全化	上下水道課 水道係		18		第6次拡張計画により簡易水道の統合をはじめとした施設整備に取り組んでいるところであり、平成19年4月1日から公営貝田簡易水道、そして民営7組合の内、5組合について統合完了したところであるが、現在2組合については未統合となっている。福島地方水道用水供給企業団が平成19年4月1日より本格供給しており、現在、全体の約80%を受水している。残り20%を自己水源で賄っている。また、昨年9月からの料金改定によりH20度の経営については黒字が見込まれる。	1, 残る2組合の統合について理解が得られていない 2, 有収率が改善していない 3, 統合した旧簡易水道も含めた施設の老朽化 4, 少子高齢化や人口減少による給水収益の減少	1, 専門業者による漏水調査の実施及び修繕 2, 既存水源の活用 3, 道路改修等に併せた共同施工による老朽管布設替 4, 簡易水道統合の推進 5, 滞納整理の推進 6, 維持管理経費の一層の削減 7, 事業評価の実施	・項目2, 4, 5, 6は通年 ・漏水調査(4月から8月) ・事業評価事務作業(4月から10月) ・老朽管布設替(4月から9月) ・事業評価委員会(10月)	-
2-(1)-3	補助金等の見直し	総務課 財政係		19		20年度当初予算編成の段階において、廃止7件、新規1件の整理をほかり、総件数で99件となっている。また、額では19年度当初予算計上額56,545千円 20年度当初予算計上額52,686千円(前年度比3,859千円)となっている。	団体補助なのか事業補助なのか、町施策推進に必要な団体なのか任意の団体なのか等、団体の予算執行状況・活動内容を十分に精査の上、町の交付基準について検討を行う必要がある。	21年度予算編成において、20年度当初予算額以下に抑制する。	・補助金の交付基準の検討(4月から12月) ・当初予算編成における各団体の補助額の精査・査定(1月)	21年度予算を、20年度当初予算額以下に抑制。
2-(1)-4	事務経費の更なる節減	総務課 財政係		18		経常物件費のうち、コピー代、光熱水費、電話代、郵便料、消耗品費、印刷製本費、燃料費、食糧費等について、20年度当初予算では19年度当初に比較し総額で976千円の減額となった。	財政状況が年々厳しくなる中で、燃料費の高騰など市場の動向に左右されるもの、総合行政システム導入に伴って新たに発生する経費もあり、年度途中での補正なしの方針を掲げると、一律に削減とはいかない。	経常的な事務経費の抑制にも限界があるが、21年度予算編成に当たっては20年度当初予算額以下の事務経費とし、20年度の予算執行についてもコスト意識をもって縮減に努めるよう職員に啓発する。	・コスト意識をもった予算執行啓発(通年) ・21年度予算編成における計上額の縮減(1月)	補正は行わず、当初予算額以内の支出額に抑制。
		議会事務局				議員控室に議員が利用できるパソコンを設置し、利用促進している。	現実的に使いこなすのは厳しいものがある。	さらに促進する。	-	
2-(1)-5	文書発送の電子化	総務課 庶務行革係		18		公共団体への文書発送の電子化は定着しているものの、民間団体及び個人への文書発送については機器等の環境整備の面からなかなか進んでいない。	文書発送の電子化は機器に依存することになり、環境整備に左右される。	公共団体への文書発送の電子化はさらに進めるとともに、民間団体及び個人に対しても積極的に電子化を推進していく。	-	
推進項目:(2) 自主財源の確保										
2-(2)-1	町税等の徴収率の向上	税務課 収納係		18		町税等収納率(3月末現在) 平成19年度 現年 95.8% 滞繰27.1% 平成18年度 現年 95.4% 滞繰21.3% 対前年比(現年0.4ポイントの増) (滞繰5.8ポイントの増)	・現年分については、税等の総額に占める割り合いの大きい(24.5% 3/6)国保税の収納率が96.0%と一番低く、全体の徴収率を引き下げている。 ・滞繰分については、ここ数年徴収率が微増ながら向上しているが、滞納者の固定化がみられ徴収率を引き下げている。	・費用対効果を念頭に置いた効率的な徴収事務及び業務の実施 ・財産調査及び調査後の適切な差押の実施 ・国見町未収金対策特別委員会対策班による徴収強化月間の取り組み	・財産調査、差押(4月から9月) ・臨戸徴収(4月から5月、8月から9月) ・納税思想の普及啓蒙(9月)	-

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
2-(2)-2	受益者負担の適正化	総務課 財政係		19		財政検討部会において洗い出した使用料又は手数料等39項目について、受益者負担の適正化の観点から、適正な単価であるのかの検討がなされていない。	所管課で早急な検討を行うため、本部会議においてコスト算定、行政と受益者負担の割合の明確化、利用者区分のための増減割合の明確化、住民負担急騰の防止策、定期的な見直し実施、減免対象範囲の標準化・適正化等を盛り込んだ「負担基準」の作成が必要。	負担基準を検討・作成するとともに、所管課に見直し指示。	・負担基準の検討・作成(4月から9月) ・各課に使用料・手数料等の見直し指示。各課で見直し。(10月から2月)	見直し結果による。
2-(2)-3	町有財産の効率的活用	総務課 財政係		18		町有財産(普通財産(里道・水路等含む))の売払いは、本人申請に基づき行っている。町有財産の運用方針は定めていない。	里道・水路等に係るものは洗出し中であり、運用可能な財産の台帳が整備されていない。	運用方針を策定するとともに、広報等によるPRを行い、有効運用と処分可能財産の積極的な売払いを行う。	・運用方針策定(7月) ・広報等によるPR、積極的な売払い等(8月から3月)	-
2-(2)-4	公の施設の管理経費の縮減	総務課 財政係		19		各施設の老朽化に伴い、突発的な修繕や多額となる修繕が増加してきており、財政面で対応に苦慮している。	各施設においては具体的な維持管理計画を定めていないため、突発的に起こる故障等に対応できない。早急に、各施設ごとの維持管理計画の策定が必要。	各施設の維持管理経費の縮減と施設の長寿命化を図るべく、維持管理計画策定基準を作成する。次年度以降に各施設個別の維持管理計画を策定する。	・維持管理計画策定基準の検討・作成(通年)	取り組みの効果が発揮されるのは次年度以降。
2-(2)-5	企業広告の導入	企画情報課 企画情報係		20		近隣町村、小規模町村での企業広告導入の実績がなく、広報紙への広告掲載要望もない状況である。	広報紙に広告を掲載する場合、公共性、客観性、掲載責任者及び取扱の問題などが考えられる。	広告掲載要望がない状況及び諸問題があるので、今後、近隣町村等の動きを見て検討していきたい。また、導入について、小規模自治体である当町にはなじまないと考えられ、検討課題からの削除も考えられる。	・広告導入調査(意見聴取)(9月)	-
推進項目:(3) 財政運営の効率化										
2-(3)-1	財政計画の策定	総務課 財政係		18		平成18年度において財政計画策定済み。その後、19年度に見直しを行っている。	町の基本計画である「国見町振興計画」を根本から見直し、国見町が今後取り組むべきことを精査・検討し盛り込むことが必要。その上で、振興計画に沿った財政計画の策定をすべきである。	財政状況は随時変動しており、現財政計画は、情勢や町政策を加味したこまめな見直しをしていく。	・現財政計画の見直し(5月から7月) ・財政計画に沿った財政運営(8月から3月)	20年度から24年度までの財政状況の把握を行うことができ、今後の財政運営の見通しを立てることができる。
2-(3)-2	予算編成手法の見直し	総務課 財政係		20		普通交付税や各譲与税及び交付金等の一般財源が大きく落ち込んできており、従来の事業を継続する前提での見積額の積み上げによる予算要求方式では、予算編成段階での収支のバランスが図れず、不足財源を財政調整基金等に頼らざるを得ない。	・補助金の打ち切りになった事業、役割の終了した事業の見直しを徹底して行うことはもちろんのこと、町振興計画に計上されていない事業について予算付けをしない方針で臨まなければならない。 ・そのためにも、根本から町振興計画を見直すべき。	・見込まれる一般財源を基本とした、財政調整基金による財源調整のない予算配分方式の予算編成を目指す。	・予算配分方式の予算編成手法の調査・検討(4月から10月) ・21年度一般財源見込み額の算出(11月から12月) ・各課へ新年度予算見積り通知(一般財源額内示)(12月) ・各課での予算見積り・予算編成作業(1月) ・予算査定事務・予算書調整印刷(2月) ・新年度予算成立(3月)	財政調整基金による財源調整を必要としない予算の調整。

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
2-(3)-3	効果的な財源配分	総務課 財政係		20		事業の重要性・緊急性を考慮し、限られた財源の効果的・効率的配分を行っている。	普通交付税や各譲与税、各種交付金等の一般財源総額が大きく落ち込んできており、各種事業に充当する一般財源が不足している。補助金の打ち切りとなったものや役割の終了した町単独事業について、財源の効果的配分の面からも大幅な見直しが必要ではないか。	継続して、事業の重要性・緊急性を総合的に検証し、限られた財源の効果的・効率的な配分による財政運営に努める。	・配分財源の効果的・効率的執行の検証(通年) ・限られた財源の効果的な配分(12月) ・各課での予算見積り・予算編成作業(1月) ・予算査定事務・予算書調整印刷(2月) ・新年度予算成立(3月)	財政調整基金による財源調整を必要としない予算の調整。
推進項目:(4) 公共工事のコスト削減										
2-(4)-1	コスト削減対策の推進	建設課 建設係		20		・施工時期、内容等事業計画を調整し集中工事としたり、再生材やコンクリート二次製品を使用することでコストを抑えた。 ・耐久材や工場生産品の利用に努め、将来的な維持管理コストの低減を図った。	「行政コスト削減に関する取組方針」が閣議決定されており、公共工事についてもコスト削減の推進を図るためコスト削減行動計画の策定が急務となっている。	実務的に設計、施工段階で取組可能なものについては実施しており、町に沿った上記行動計画を策定する。	・国・県の行動計画の調査研究(4月から5月) ・先進自治体の行動計画調査(6月) ・町行財政改革大綱及び実施計画との整合調整(7月) ・関係課との調整・素案の検討(8月) ・素案の作成・意見聴取等(9月) ・計画書(案)策定(10月) ・周知及び計画策定(実施)(11月)	-
2-(4)-2	入札及び契約の透明性確保	総務課 財政係		19		「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(H12.11.27)に基づき、「国見町公共工事に係る入札結果の公表に関する要綱」(H19.1.4施行)を定め、入札結果等について町のホームページに掲載を行うなどの対策をとっている。	「国見町公共工事等に係る入札結果の公表に関する要綱」(H19.1.4施行)では、法律どおり予定価格が250万円以上のものに限って公表を行っているため、それより少額の入札事例については公表されていない。	引き続き公表を継続するとともに、公表額の引下げ(入札要件価格:工事等130万円、委託等50万円)を検討する。	・入札結果等の公表・公表額引下げの検討(通年)	入札及び契約の透明性を確保しつつ、契約額の縮減につなげる。
重点項目:3 開かれた行政と協働のまちづくり										
推進項目:(1) 情報の公開と共有化の推進										
3-(1)-1	情報の積極的な公開	総務課 庶務行革係 議会事務局		18		広報、町ホームページ等を利用し情報を公開している。	公開のための基準と方法について、より明確に整備を図っていく必要がある。	他自治体の状況を調査し、情報公開の制度や規準等の整備を図る。	・他自治体の状況の調査(6月から9月)	-
						ホームページでの会議録公開に向けて準備中である。	システム上での問題がある。	本年、契約更改の際に対処する。	・実施(9月)	-
3-(1)-2	町ホームページの充実	企画情報課 企画情報係 議会事務局		18		生活に欠かせない情報の提供など、インターネット利用者が必要とする新鮮な情報を常時提供するとともに、多様なニーズに対応できる利便性の高いサービスを提供する。	各課ごとにホームページの更新を行うことにより即時的、かつきめ細やかな情報提供を行い、市民参加型行政の構築を目指す。現在利用されていない、コミュニティベースの有効活用を図る。	19年度にリニューアルを予定していたが、今年度のホスティングサーバ移行時に合わせ、全面改訂を検討している。	・検討(5月から7月) ・試行(8月) ・実施(9月)	-
						議会の情報をいち早くホームページに掲載している。	会議録が検索できない。	本年度中には実施する。	・実施(9月)	-

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
3-(1)-3	情報公開コーナーの設置	総務課 庶務行革係		19		役場庁舎の町民ホールの一角に各種情報誌等を置き、来客者への情報提供を行っている。	役場庁舎に設置したコーナーは非常に狭小である。	役場庁舎の設置コーナーの改善と庁舎以外のコーナーを検討していく。	役・場庁舎の設置コーナーの改善と庁舎以外の場所の検討(4月から2月)	-
3-(1)-4	町長交際費の公開	総務課 庶務行革係		18		平成17年度に町長交際費の見直しを実施し、平成18年度から町長交際費の支出状況を町ホームページで公開している。	公開しているのは、町ホームページだけである。	・公開方法は町ホームページだけでなく広報紙にも掲載を検討していく。 ・交際費を支出している議会議長、教育長についても公開を実現していく。	・町長交際費の町ホームページへの公開(通年)	-
3-(1)-5	出前講座の開催	総務課 庶務行革係		19		教育部局で実施している歴史教室は好評で継続中だが、町全体を網羅する「まちづくり」に係る出前講座は開催されていない。	要綱が未整備で開催されていない。	要綱を制定し、周知を図るとともに要望に応じて積極的に開催する。	・要綱の検討(4月から5月) ・要綱の制定(6月) ・周知(7月から8月) ・募集開始(9月) ・随時開催(10月から3月)	協働のまちづくり推進、職員の研鑽、生涯学習機会の拡充
		生涯学習課 社会教育係				平成19年度は出前講座として、歴史教室(5地区・250名)、家庭教育応援講座(大枝地区・50名)を実施し地区住民の方には好評であった。	興味のある内容と日程の調整。	歴史教室については、継続的に実施。	・平成20年度事業実施打合せ(4月) ・町内会長・講師・郷土史研究会との打合せ(要望のとりまとめ)(10月) ・町民へ回覧・『広報くのみ』等で広報(11月) ・出前講座の開催(12月から1月)	-
推進項目:(2) 町民参加システムの確立										
3-(2)-1	協働のまちづくり推進基本計画の策定	住民生活課 住民防災係		20		先進自治体の状況調査。	調査段階で検討に至っていない。	協働まちづくり推進基本計画の策定に向けて調査検討を行う。	・先進自治体の状況調査(4月から1月) ・協働のまちづくり推進基本計画の策定(2月)	-
3-(2)-2	協働推進体制の確立	住民生活課 住民防災係		18		行革本部において協働のまちづくりを推進する組織体制を検討し平成20年度から施行する。	特になし。	協働推進を支援していく。	・協働推進の支援(通年)	-
3-(2)-3	パブリックコメント制度の導入	企画情報課 企画情報係		19		パブリックコメントとは、行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く町民のみなさんからの意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度であるが、現在導入が進んでいない状態である。	現状においては、パブリックコメントそのものが町全体に浸透しているとは言い難い。また町としての統一的な要綱の制定も課題となる。	パブリックコメント手続に関する要綱が整備された後、ホームページを活用し「道の駅」など重要課題、町民の関心の高いものについて広く意見を求めることができるシステム構築を検討する。		
3-(2)-4	各種審議会等の見直し	総務課 庶務行革係		19		全部で40あまりの審議会等が設置されている。	法令に基づき設置されるもののほか、要綱による任意設置のものもあり、審議会等の活用について検討が必要となっている。	平成18年度に報告された「協働のまちづくり検討部会」での報告をもとに審議会等の方針を検討する。	・部会での報告をもとに検討。他の先進事例を調査。(通年)	町民の意向を反映した施策の推進。

	実施項目	所管課(係)	前年度 評価	実施 年度	H20 対応	現状	問題点	取組方針	PLAN(計画)	
									行動計画	目標効果(額)
3-(2)-5	町民と町長のまちづくりトークの開催	総務課 庶務行革係		18		「まちづくり懇談会」は開催されているものの、町民と町長の直接対話については開催されていない。	町長と町民が直接対話する機会が限られている。	出前講座の開催とともに、積極的に開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の検討(4月から5月) ・要綱の制定(6月) ・周知(7月から8月) ・募集開始(9月) ・随時開催(10月から3月) 	町長と町民が直接対話による町政への理解。
3-(2)-6	町民アンケートシステムの構築	企画情報課 企画情報係		20		各種計画策定などにおいて、町民アンケートは行われているが、ホームページを利用したシステムは構築されていない。	町内会を経由しての配付、回収作業は多大な労力を必要とし、郵送による場合は更に経費が増大する。町民ニーズを軽易・迅速かつ的確に捉えるための「町民アンケートシステム」は不可欠な要素であるが、例えばホームページを活用したとしても、新たなシステム構築が必要であり、町民全体を対象にする新たな方策は見出せないのが現状である。	ホームページを活用し「道の駅」など重要課題、町民の関心の高いものについて広く意見を求めることができるシステム構築を検討する。		-
3-(2)-7	町内会等自主活動の活性化	住民生活課 住民防災係		20		町内会に対して自主活動の調査を行い、内容について役員会で意見交換を行っている。	行政に対して求めている点が不明。	町内会等が自発的に活動していくよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が自発的に活動するための支援(通年) 	-
3-(2)-8	住民自治組織による地域づくり	住民生活課 住民防災係		20		町内会長協議会で先進地視察の事例をまとめ検討した。	1地域の規模が1町内会あたり50世帯以上でないと新たな事業の展開が困難。	住民自らの地域づくりに必要なものを検討し、町が支援するものを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らの地域づくりに町として支援する(通年) 	-
3-(2)-9	自主防災組織の設置	住民生活課 住民防災係		20		設置予定地区の町内会役員で、自主防災組織は各町内会単位で設置すると決定した。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・5月～6月に向けて大枝、大木戸地区の町内会で組織設置を行う。 ・小坂地区の防災訓練後に小坂地区町内会で組織設置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大枝、大木戸地区の組織設置(6月) ・小坂地区の組織設置(12月) 	-